

荒廃農地等を活用した活動団体支援事業Q&A

No	質問	回答
1	交付決定前の費用は補助対象になりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>交付決定前の費用は補助対象外です。</u> ・ただし、交付申請書提出時に<u>交付決定前着手届を提出</u>いただき、<u>交付決定前着手届の着手予定年月日に記載いただいた日付から、補助対象期間</u>となります。
2	ヤギの購入代金は補助対象経費になりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ヤギの購入代金は補助対象外です。</u>この事業は1年間の事業です。1年以上経過しても価値を持つものを購入する場合は補助対象外です。 ・<u>ヤギをリースする場合は、賃借料として補助対象になります。</u>
3	宛名のない領収書は補助対象経費になりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>宛名のない領収書又は申請した団体名と異なる場合は、補助対象外</u>となります。必ず、領収書の宛名には申請した団体名の記載をお願いします。
4	領収書の但し書きについて、「お品代」とだけ書いてあればいいでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>お品代のみでは補助対象とすることができません。</u>購入したものがわからないためです。 お品代とのみ書かれている場合は、併せて購入したものがわかるレシート又は納品書を添付してください。
5	支払いの証拠書類として、銀行の「ご利用明細票」の提出だけでも良いですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>銀行のご利用明細票だけでは補助対象とすることができません。</u>購入したものがわからないためです。 ・ご利用明細票を提出する場合は、併せて購入したものがわかるレシートや納品書を添付してください。